

参 考 資 料

第 9 0 8 回定例会（令和 6 年 9 月）

- 報告第 1 号
第 1 6 期生涯学習審議会答申について

P 1 ~ 4

青森県生涯学習審議会による答申の概要

1 県教育委員会からの諮問について

- (1) 期日 令和4年11月21日（第1回生涯学習審議会）
- (2) 内容「障害者の生涯学習の推進方策について」
 - ・ 審議事項1 障害者の多様な学習活動の充実
 - ・ 審議事項2 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり
 - ・ 審議事項3 障害者の学びを推進するための基盤の整備

2 本県の現状・課題

- (1) 当事者の学びへのニーズに応えきれておらず、多種多様な学びの場が求められていることから、当事者のニーズに応える学習の場・機会をいかに創造していくかが課題となっている。
- (2) 学校卒業後も継続して学習活動を行っている人が少ない現状から、学校在学中から卒業後の「学び」へのスムーズな接続をいかに実現するかが課題となっている。
- (3) 学校卒業後、企業等において就労したり障害福祉サービスを利用したりしながら社会生活を送ることが多いことから、福祉分野、労働分野、NPO等と連携した取組をいかに進めていくかが課題となっている。
- (4) 「物理的な障壁」「制度的な障壁」「情報面の障壁」「意識上の障壁」が存在しており、障がい者の社会参加への障壁となっているものをいかに取り除き、共生社会を実現するかが課題となっている。

提言について

1 障がいのある人のニーズに応える生涯を通じた学習活動の充実（答申書 12～15 ページ）

(1) 学校在学中から卒業後の学びへのスムーズな接続

- ① 学校在学中の取組の推進
- ② 学校卒業後の学習機会に関する情報の集約・提供
- ③ 学校卒業後の学びを継続できる環境づくり

【主な内容】

- ・ 日常的に生涯学習への意欲の向上を図ることや多様な学習機会に触れること等、学習指導要領を踏まえた取組の推進
- ・ コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進
- ・ 次のライフステージへの橋渡し等、放課後等デイサービスに期待される役割
- ・ 特別支援学校等の卒業段階における十分な情報提供の重要性
- ・ 個別の教育支援計画の活用

(2) 当事者に寄り添った学習機会の提供

- ① 楽しく、安心して参加できる学びの場づくり
- ② 当事者の主体的な学びの推進
- ③ 障がいのある人の社会参加を促進する学びの場の提供

【主な内容】

- ・ 参加者の自己肯定感を高めるコミュニケーション
- ・ 同様の境遇を共有できる障がいのある人を中心とする学びの場
- ・ 意思表示支援を含めたアンケートの工夫等、当事者目線での支援
- ・ 障がい福祉サービスによる学びの機会の充実

(3) 公民館等の公的機関や社会教育施設における学習機会の提供

- ① 障がい者青年学級等、公民館による学習機会の提供
- ② 「学びのオーガナイザー」としての役割が期待される社会教育職員
- ③ その他の社会教育施設における学習機会の提供

【主な内容】

- ・ これまでの取組から得られた知見をもとにした公民館におけるモデル事業の展開
- ・ 既存の講座等におけるプログラムの見直しや合理的配慮の提供
- ・ 適切な合理的配慮の提供等、社会教育職員に期待される役割
- ・ 図書館等、その他の社会教育施設に求められる役割

2 障がいのある人の学びに対する社会全体の理解促進 (答申書 16～18 ページ)

(1) 障がいに対する理解の促進

- ① 地域住民等に対する理解促進
- ② 学校教育段階における障がいへの理解促進

【主な内容】

- ・ 公民館等で実施している連続講座等に障がいに関する学びを取り入れる
- ・ 公民館等を活用したイベントや講座に障がいのある人が計画段階から参加する
- ・ 教育課程に基づいた交流及び共同学習の機会の一層の充実

(2) 障がいのある人と共に学ぶ機会の充実

- ① 障がいのある人の参加を想定した講座やイベントの実施
- ② 多様な形態の「共に学ぶ場」づくり

【主な内容】

- ・ 障がいのある人の参加を想定した講座やイベントを通じた地域住民に開かれた学びの場の提供
- ・ カフェ、スポーツ、文化芸術活動等、多様な形態の「共に学ぶ場」づくり

(3) 地域とつながる障がいのある人の学びの推進

- ① 障がいの有無にかかわらず多様な人が集う場から生まれる学び
- ② 地域とともに作る特別支援学校の学びの場
- ③ 障がいのある人の生活や活動を支える地域における交流の促進

【主な内容】

- ・ 障がいの有無にかかわらず、地域で気軽に集える場所の必要性
- ・ 特別支援学校における地域活動支援センター等と連携した情報共有
- ・ 地域における交流の促進による地域社会における支援への期待

3 障がいのある人の生涯にわたる学びを支える体制の整備 (答申書 18～21 ページ)

(1) 地域における実施体制・連携体制の構築

- ① 行政に求められる体制の整備
- ② 関係機関・団体が協議する場 (コンソーシアム等) の設置
- ③ 地域の活動団体における取組の推進

【主な内容】

- ・ 圏域における行政間連携を含む行政組織内外の連携強化
- ・ 社会教育委員や公民館運営審議会の委員などへの当事者あるいは関係者の積極的な委嘱
- ・ 関係者が連携する仕組みとしてのコンソーシアム等の設置
- ・ 当事者の声やニーズを丁寧に受け止め、寄り添う等、地域の活動団体に期待される役割

(2) 障がいのある人の学びの推進を担う人材の育成・確保・支援

- ① 地方公共団体の職員の育成
- ② 学びに関わるボランティア活動の充実
- ③ 学習活動を支える人たちに対する理解促進

【主な内容】

- ・ 部局間連携による市町村の担当者を対象とした人材育成研修の実施
- ・ 社会教育主事講習・養成課程における障がいのある人の生涯学習を学ぶ機会の充実
- ・ ボランティア支援センター等と連携したボランティアの育成・確保
- ・ 学生、運営の双方にとってメリットのある形で、若い世代の参画を得ることの重要性
- ・ 学習活動を支える人たちに対する社会全体の理解の促進の必要性

(3) 本人のニーズに寄り添った学びの充実に向けた支援

- ① 移動面での障壁の軽減に向けた支援
- ② 生涯学習に関する情報提供の仕組みの構築
- ③ 多様な主体の連携による相談支援体制の充実

【主な内容】

- ・ 障がい福祉施設や事業所等における学びやオンラインを活用した学びの機会の提供及びアウトリーチ型の出前講座の実施
- ・ 地域内における障がいのある人の学びに関する情報のインターネットを通じた発信
- ・ 福祉部局と連携した障がいのある人の課題やニーズの共有